

平成 19 年度

第 1 回浦安市国民保護協議会

議事録

1 開催日時 平成 19 年 5 月 22 日（火）午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

2 開催場所 浦安市集合事務所 3 階 301 会議室

3 出席者

（委員）

国民保護協議会会長及び委員計 29 名

（事務局）

総務部部長・総務部危機管理監・総務部次長・防災課長他 3 名

4 傍聴者数 1 名

5 議 題

（1）浦安市国民保護計画の作成について

（2）特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱について

6 議事の概要

（1）浦安市国民保護計画の作成について、事務局よりその概要説明

（2）特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱について、事務局よりその概要説明

7 会議経過

（1）浦安市国民保護計画の作成について

（2）特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱について

（その他）自衛隊と自治体の連携について

（主な質疑）

（2）特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱について

1. 特殊標章は、誰がどのように使うのか又どんなときに使うのか

→武力攻撃やテロ等があった場合の国民保護のための措置に係る職務、業務等を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所や車両等を識別するために使用することが定められており、例えば避難誘導等の職務等に当たる者には、身分証明書と併せて交付することとなる。

2. 避難するときに掲げて避難するのか

→特殊標章は、国民保護のための措置として行う避難誘導の際にも使用することとなる。

また、特殊標章を持っている者には攻撃をしてはならないと国際人道法（ジュネーブ諸条約）で定められている。

3. NTT や東京電力は国民保護の業務を行うものとなるのか。

特殊標章は市町村のみが取り扱うのか、県や国は交付しないのか。

→県・国も特殊標章を交付することになる。また、NTT や東京電力については、県から指定公共機関として位置づけがされており、県より要請等行うこととされている。

4. 武力攻撃等をする相手側が特殊標章を認識しているのか。また、民間人を攻撃した場合ジュネーブ諸条約上どのような制裁があるのか。

→手元資料では、161 箇国がジュネーブ諸条約の第1 追加議定書の締約国となっており、この条約に違反した場合その紛争当事者（国）は、賠償を行う責任を負い、また、自国の軍隊に属する者が行ったすべての行為について責任を負うことを定めている。

（その他）自衛隊と自治体の連携について

1. 市対策本部への隊員の出席の求め（別紙1）と部隊等の派遣要請（別紙2）の違いはなにか。

→自衛隊は、連絡員や化学剤の知識を有しているもの等を派遣する場合と部隊等を派遣する場合と分けて考えている。